

# 協会けんぽとちぎ

職場内で掲示・回覧をお願いいたします。

**任意継続にご加入される場合は20日以内にお手続きが必要です!**

退職後の健康保険には、「協会けんぽの任意継続」、「国民健康保険」、「ご家族の健康保険(被扶養者)」の3つの選択肢があります。毎月納める保険料などを比較の上、選択された健康保険にご加入ください。

## 協会けんぽの任意継続加入の要件

- 1 退職日までに、継続して2か月以上の被保険者期間があること
- 2 退職日の翌日から**20日以内**に、「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出すること

※令和6年12月2日から、「健康保険証」から「マイナ保険証」の活用を基本とする制度に変わりました。従来の健康保険証は発行されません。「マイナ保険証」を利用できない状況にある方は、「資格確認書交付申請書」を併せてご提出ください。

## 協会けんぽ任意継続 保険料算出方法

退職時の標準報酬月額に保険料率を乗じて決定します。

退職時の標準報酬月額※  
(上限があります。また、原則  
2年間変わりません)

×

お住まいの都道府県支部の保険  
料率(改正される場合があります)

=

1か月分の保険料

※令和8年度における標準報酬月額の上限は32万円です。

●国民健康保険の保険料算出については前年の所得や世帯人数などに応じて決定され、毎年見直しが行われます。詳しくはお住まいの市区町村役場の国民健康保険担当課へお問い合わせください。

退職後の健康保険制度の詳細についてはこちら→



お問い合わせ先：028-616-1691(音声案内1) 業務グループ

## 保険料率変更のお知らせ

協会けんぽ栃木支部の保険料率は、**令和8年3月分(4月納付分)から変更**となります。

### 健康保険料率

現行

9.82%

令和8年3月分から

9.82%

(全国平均保険料率の0.1%引下げ効果を含む)

### 介護保険料率

現行

1.59%

令和8年3月分から

1.62%

### 子ども・子育て支援金率

令和8年4月分(5月納付分)  
より新たにスタート

0.23%

※健康保険料と介護保険料、子ども子育て支援金は労使折半となります。※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。※任意継続被保険者の方は、令和8年4月分の保険料率から変更となります。

お問い合わせ先：028-616-1691(音声案内4) 企画総務グループ

「もしも」と「いつも」に安心を。



協会けんぽ

この度、協会けんぽでは「コミュニケーションロゴ」および「タグライン」を制作しました。

各種広報において順次切替を進めてまいります。

# 令和8年度 健康診断のご案内

令和8年度から、生活習慣病予防健診がもっと手厚く、より多くの方に拡大されます。

## 生活習慣病予防健診等 (お勤めのご本人様対象)

### 生活習慣病予防健診

生活習慣病予防健診の自己負担額は最高 **5,500円**です。

#### 令和7年度

- 一般健診 35歳～74歳
- 子宮頸がん(単独)

**+** 一般健診に追加可能

- 付加健診
- 子宮頸がん検診
- 乳がん検診
- 肝炎検査

#### 令和8年度

- 一般健診 20,25,30,35歳～74歳  
※20,25,30歳は胃・大腸の検査が省略(最高2,500円)
- 節目健診 40,45,50,55,60,65,70歳  
一般健診の項目に尿の詳しい検査や腹部超音波、眼底検査などを加えたより詳細な健診です
- 子宮頸がん(単独) 20～38歳の偶数年齢女性が対象

**+** 一般健診、節目健診に追加可能

- **骨粗しょう症検診 NEW**  
カルシウムやマグネシウム等の  
成分量を測定します
- 子宮頸がん検診
- 乳がん検診
- 肝炎検査

40～74歳の偶数年齢  
女性が対象



### 人間ドック健診 NEW

一般健診の項目に検査項目がさらに追加され、当日の医師による健診結果説明や特定保健指導も含まれる総合的な健診です。

- 人間ドック健診の補助額は最高 **25,000円**です。
- **35歳～74歳**の方が対象です。

※一部健診機関での実施になります。また、自己負担額は健診機関ごとで異なります。

※年度内にお一人様につき1回、生活習慣病予防健診または人間ドック健診のいずれかの健診費用の補助をご利用いただけます。



健診実施機関一覧

## 被扶養者 (40歳～74歳のご家族) 様の特定健診

協会けんぽでは被扶養者(40歳～74歳のご家族)様向けの「特定健診」についても費用補助を行っています。特定健診を受診するための「受診券」は4月上旬に従業員様のご自宅へ送付いたします。詳しくはホームページをご確認ください。

特定健診については HP をチェック



問い合わせ先：028-616-1691 (音声案内2) 保健グループ



「もしも」と「いつも」に安心を。

協会けんぽ 全国健康保険協会 栃木支部

〒320-8514 宇都宮市泉町6-20 宇都宮DIビル7階

☎028-616-1691 (代表) 受付時間:平日8:30～17:15(土日祝・年末年始を除く)

協会けんぽ栃木支部

検索

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/tochigi/>

健康保険制度等に関するお役立ち情報配信中!

栃木支部公式 LINE

お友だち登録はこちらから→



栃木支部公式メルマガ

新規登録はこちらから→

